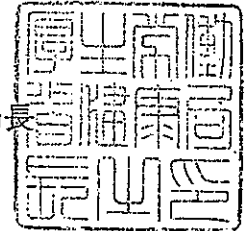


健発 1109 第 13 号

平成 24 年 1 月 9 日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長



移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準に係る部分を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

なお、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準の改正は、平成 25 年 2 月 1 日から施行することとし、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準の改正は、平成 24 年 1 月 1 日から施行することとしましたので、遵守されますようお願いいたします。あわせて、貴法人に登録されている臓器移植施設への周知につきましてよろしくお願いいたします。

参考として、本改正を反映した心臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準を添付します。